

契約をやめるには！？

民法改正

2022年4月1日から、18歳で“大人に！”

一度契約をしてしまっても、一定の期間内であれば無条件で契約をやめることができます。それができる制度として「クーリング・オフ」があります。クーリング・オフをすると、商品等の代金は全額返金され、返品にかかる費用は、業者が負担することになります。

## 成年年齢引下げで 消費生活はどうなる!? 何が変わる!?

※自分が店舗で購入、カタログやネット画面を見て申込む通販売店は、じっくり考えてから契約を決めることができますので、クーリング・オフの対象外です。  
※クーリング・オフができるない場合でも、事実と違う説明を受けた、不安をあおられた、恋愛感情を利用して不適な勧誘を受けたなどの場合には、契約をやめることができます。  
ので、一人で悩まず相談することが大切です。

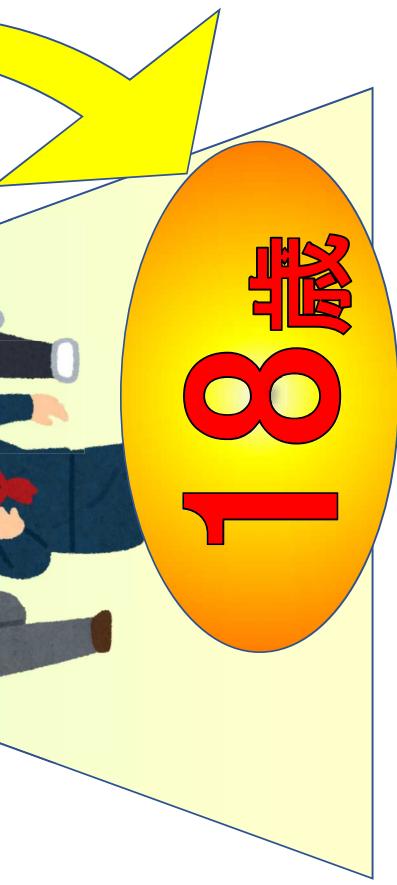
不安に感じたときは、困ったときは？

いやや！ 泣き寝入り！ と覚えてね  
☎(局番なし) **188** 消費者ホットライン

188に電話をかけると近い消費者生活センターや消費生活相談窓口につながり、車門の消費生活相談員が解決に向けて支援してくれます。  
消費者ホットラインは、土日祝日もつながります。相談する人の秘密は守られます。

メールマガジン登録はこちから  
とくしま消費者交流ひろばホームページ  
<http://www.tokushimai.or.jp/>

消費者情報などを配信しています  
徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課  
徳島県消費者情報センター



あきらめず  
まずは  
相談してください！

